

## 令和6年度男女共同参画推進市民企画講座募集要項

さいたま市男女共同参画推進センター（パートナーシップさいたま）では、さまざまな分野で活動している団体に、男女共同参画の視点を持つ講座を企画し、開催する機会を提供します。多様な能力と経験を活かした事業の企画を募集します。

### 1 実施期間

令和6年10月1日～令和7年1月31日

### 2 実施方法

会場（さいたま市男女共同参画推進センター）またはオンラインによる実施

### 3 募集事業の内容

「令和6年度男女共同参画推進市民企画講座実施要領」の「5 対象事業」に掲げるもの

### 4 補助額

事業経費の一部として8万円を限度として補助する

### 5 応募資格

「令和6年度男女共同参画推進市民企画講座実施要領」の「4 応募資格」を満たすこと

### 6 応募方法

#### (1) 提出書類

男女共同参画推進市民企画講座申請書（様式1）（以下「講座申請書という。」）  
1部

#### (2) 提出方法

郵送またはEメールまたは持参

#### (3) 提出先

〒330-0854

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階

さいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）

※開館時間 9：00～21：00（平日）

9：00～17：00（土・日・祝日）第4日曜日は休館

Eメール： danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp

(4) 提出期限

令和6年5月31日(金)(必着)

(5) その他

ア 提出後は、その内容を変更することはできません。また、提出された書類は返却しません。

イ 提出された書類は無断で開示しません。ただし、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)に基づき開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

7 事業の選定

- ・市民企画講座選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、講座申請書等と応募団体からの説明を総合的に審査し、選考します。結果は文書で通知します。
- ・選定後、「5 応募資格」に適さなくなったとき及び当該団体又はその構成員が著しく社会的信用を損なう等により、市と連携することにふさわしくないと認められたときは、選定を取り消す場合があります。
- ・事業開始後に不適切な行為があった場合も同様とします。

8 選考委員会の開催

(1) 日程

令和6年6月下旬を予定

詳細については、応募団体に連絡します。

(2) 説明

- ・団体の概要、提案事業の内容、実施体制を中心に、提出した講座申請書等に基づき簡潔に説明してください。(改めて応募団体に詳細をお知らせします。)
- ・1団体10分以内で説明し、その後、選考委員との質疑応答を行います。

(3) 説明者

1団体につき最大2名程度

- (4) プレゼンテーションについては、オンライン会議システムによる録画、質疑応答は書面で行う場合があります。

9 問合せ先

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階  
さいたま市男女共同参画推進センター(パートナーシップさいたま)

TEL 048-642-8107

FAX 048-643-5801

Eメール: danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp